

## ○京都舞鶴港等エコ・エネルギー拠点整備促進事業費補助金実施要領

### 第1 目的

この要領は、京都舞鶴港等エコ・エネルギー拠点整備促進事業費補助金交付要綱（平成29年京都府告示第355号。以下「要綱」という。）第17条の規定により、補助事業の実施に関して必要な事項を定める。

### 第2 府等の誘致

要綱第1条の「府又は舞鶴市の誘致を受けて京都舞鶴港区域内に再エネ発電所を整備しようとする者」とは、次の各号のいずれかに掲げる者をいう。

- (1) 再エネ発電所の整備前に、府又は舞鶴市が企業等に対し、その再エネ発電所の整備に関して、検討依頼文書の送付、相談等を通じて主体的に働きかけた結果、整備を決定した者
- (2) 再エネ発電所の整備前に、府又は舞鶴市に相談、協議等を行っていた者

### 第3 京都舞鶴港区域

要綱第2条第4号の「知事が定める区域」とは、舞鶴市の区域をいう。

### 第4 投下固定資産額等

要綱第2条第6号の「知事が必要と認める資産」とは、補助申請者が所有者であり、かつ、補助申請者の固定資産台帳に掲載されているものをいう。

- 2 要綱第2条第6号の「知事が必要と認める設備」とは、再エネ発電所の整備に必要な一切の設備をいう。
- 3 要綱第2条第6号の「調査」とは、次に掲げる調査で、試掘及び市町村が調査費用を負担する部分以外のものをいう。
  - (1) 地盤調査、騒音調査、水温調査、埋蔵文化財発掘調査及び土壌、水質等に係る環境調査
  - (2) 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める調査
- 4 要綱第2条第6号の経費には、次に掲げる経費は含まないものとする。
  - (1) 水道負担金、ソフトウェア等の無形資産の取得に係る経費
  - (2) 移転財産に係る経費、移設費、解体費等
  - (3) 地鎮祭、上棟式、竣工式等の経費
  - (4) 華美なものの取得に係る経費
  - (5) 消費税・通関税等の租税に係る経費
  - (6) 操業を開始した日（以下「操業開始日」という。）以後に納品された資産に係る経費
  - (7) 要綱に定める補助金以外の府の補助金等の対象となる資産に係る経費
  - (8) その他補助対象経費として適切ではない経費
- 5 要綱第2条第6号の経費には、次に掲げる経費を含むものとする。
  - (1) 補助申請者の固定資産台帳に掲載されているリース資産（所得税法（昭和40年

法律第33号) 第67条の2第1項に定めるものをいう。以下同じ。)に係る経費

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費

- 6 要綱第2条第6号の経費は、指定事業者自身が施工する場合にあつては材料費のみと、指定事業者自身が製造したものを調達する場合にあつては製造原価とする。

#### 第5 補助金の交付に関する再エネ発電所の指定

要綱第3条第1項の「工事に着手する日」とは、再エネ発電所敷地内で実施される工事について、次に掲げる日のうち、最も早い日をいう。

- (1) 再エネ発電所の建物又は工作物を建設する場合にあつては、基礎工事に着手した日（杭打ち等）
- (2) 建物等を買取る場合にあつては、建物を取得した日（所有権移転の日）
- (3) 再エネ発電所の建物又は工作物の建設に先立ち再エネ発電設備等の機械設備の取得を行う場合にあつては、機械設備が納入された日（設備の取り付けが必要な場合は、取付工事が開始された日）
- (4) 再エネ発電所の用地の造成、用排水施設の設置、高圧電力の引込み及び道路の整備を行う場合にあつては、当該工事に係る作業を開始した日

- 2 要綱第3条第1項の「知事がやむを得ない事情があると認めるとき」とは、再エネ発電所の整備に係る事業が急遽決定された場合、企業経営上事業計画等を明らかにする時期が制約される場合等、工事に着手する90日前までに事業計画等を明らかにすることができないことが、事業の適正な遂行のために適当と認められる場合をいう。

- 3 要綱第3条第1項の「知事が別に定める期日」とは、工事に着手する日前30日に当たる日」をいう。

- 4 要綱第3条第1項の申請書及び事業計画書は、別記第1号様式に定めるものとする。

- 5 要綱第3条第3項第1号イの「縮小」とは、京都舞鶴港区域内の既存再エネ発電所の発電設備の出力の合計が減少する場合又は既存再エネ発電所及び新規再エネ発電所での府内従業員数が再エネ発電所指定前の府内従業員数と比較して減少する場合をいう。

- 6 要綱第3条第3項第2号ウの新規府内常用雇用者には、指定申請書等の申請日以降に当該再エネ発電所における準備行為（研修、当該再エネ発電所の設備の点検等をいう。）に従事するために雇用された者を含むものとする。

#### 第6 事業の変更等

要綱第4条第1項の変更承認申請書は、別記第2号様式に定めるものとする。

- 2 要綱第4条第1項の「軽微な変更」とは、設備投資額及び再エネ発電設備の出力に30%以上の増減がない場合であつて、再エネ発電設備に使用する再生可能エネルギー源に変更がないとき又は操業開始日における新規府内常用雇用者数の計画に30

%以上の増減がないときをいう。

- 3 当初設備投資等計画に明記がない次期投資については、当該計画により雇用及び再エネ発電設備の出力の増加が認められる場合にのみ、事業計画の変更の承認をするものとする。この場合において、知事は、当該投資に対する再エネ発電所設置設置等補助金の検査時に、府内常用雇用者及び再エネ発電設備の出力が変更申請時より増加しているかどうか確認するものとする。

## 第7 工事着手の届出等

要綱第5条第1項の「工事が完了したとき」とは、施工業者から工事完成届を受け取った日と引き渡しの日とのいずれか早い日をいう。

- 2 要綱第5条第1項の届出書は、工事に着手したときは別記第3号様式、工事が完了したときは別記第4号様式、補助対象事業所の操業を開始したときは別記第5号様式に定めるものとする。

## 第8 地位の承継

要綱第6条第1項の「特別の理由」とは、譲渡、相続等をいう。

- 2 要綱第6条第2項の申請書は、別記第6号様式に定めるものとする。

## 第9 指定の取消し

要綱第7条第1項第4号の「特認期間」とは、次の期間をいう。

- (1) 市町村等による用地整備事業が遅延する等当該企業の責に帰すことができない事由により発生した遅延期間
- (2) 埋蔵文化財発掘調査、環境調査等が長期化する等、当該企業の責に帰すことができない事由により発生した遅延期間
- (3) その他、著しい経済動向の変動等、当該企業の責に帰すことができない事由により発生した遅延期間

## 第10 補助事業

第1期の操業年度における新規府内常用雇用者増減数は、操業開始日以降の最初の10月31日時点の新規府内常用雇用者数から操業開始日の1年前の日と再エネ発電所指定申請書等の申請日とのいずれか早い日における府内常用雇用者数を差し引いたものとする。

- 2 要綱第8条第4項の「知事が認める者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
  - (1) 被雇用者の責めに帰すべき事由において退職し、その後任として雇用された者
  - (2) 最終交付年度の3月31日時点において、当該企業に雇用されている期間が1年を超える者

## 第11 交付の申請等

要綱第9条第1項の申請書等は、再エネ発電所設置等促進補助金にあつては別記第7号様式、府内常用雇用創出促進補助金にあつては別記第8号様式に定めるものとする。

2 要綱第9条第1項の規定による申請書等は、次の各号に定める交付申請の区分に応じ、当該各号に定める日までに提出するものとする。

(1) リース資産以外に係る再エネ発電所設置等促進補助金の交付申請 原則として、操業開始日から起算して14日を経過した日

(2) リース資産に係る再エネ発電所設置等促進補助金の交付申請 操業開始日の属する年度においては原則として操業開始日から起算して14日を経過した日、操業開始日の属する年度の翌年度以降においては原則として当該年度の4月14日。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。

(3) 府内常用雇用創出促進補助金の交付申請 操業開始日の属する年度から、操業開始日から起算して4年を経過した日の翌日の属する年度までの各年度の11月14日

3 リース資産に係る再エネ発電所設置等促進補助金の交付申請については、次に掲げるとおりとする。

(1) リース資産に係る年度ごとの補助金の額が、年間リース料を上回ることがないよう、リース資産に係る補助対象経費は、操業開始日の属する年度に契約するリース資産に係る年間リース料とし、年度ごとの補助金の累計額は、当該リース資産額に10分の1を乗じた額を限度とする。

(2) 申請可能期間は、操業開始日から起算して4年を経過した日の翌日の属する年度までとする。

(3) 補助対象となるリース資産に係る契約を行う場合は、別記第9号様式によるリース契約締結届を契約締結の日から原則として14日以内に知事に提出するものとする。

## 第12 変更の承認申請

要綱第10条の変更承認申請書は、別記第10号様式に定めるものとする。

## 第13 休止又は廃止

要綱第11条の申請書は、別記第11号様式に定めるものとする。

## 第14 実績報告

要綱第12条第1項の実績報告書は、リース資産以外に係る再エネ発電所設置等促進補助金にあつては別記第7号様式、リース資産に係る再エネ発電所設置等補助金にあつては別記第12号様式、府内常用雇用創出促進補助金にあつては別記第13号様式に定めるものとする。

2 再エネ発電所設置等促進補助金に係る要綱第12条第1項の実績報告書は、リース

資産以外に係るものについては原則として操業開始日から起算して14日を経過した日までに、リース資産に係るものについては補助金交付決定に係る年度の3月31日までに提出しなければならない。

#### 第15 交付決定の取消し

要綱第13条第1項の「全部又は一部」とは、原則として次に定めるとおりとする。

- (1) 要綱第13条第1項第1号に該当する場合については、交付決定の全部を取り消すものとする。
  - (2) 要綱第13条第1項第2号に該当する場合又は操業開始から10年以内に要綱第3条第3項第2号に規定にする指定要件を満たさないこととなった場合については、当該再エネ発電所が適正に操業した期間の減価償却額（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に基づき算定した額をいう。）を除いた額に該当する部分について、再エネ発電所設置等促進補助金の交付決定を取り消すものとする。ただし、指定事業者から補助対象資産の固定資産台帳や処分状況等を証明する資料の提出がない場合にあつては、再エネ発電所設置等促進補助金の交付決定の全部を取り消すものとする。
  - (3) 要綱第13条第1項第3号に該当する場合については、知事は、事情に応じて交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。
- 2 要綱第13条第1項第2号の「正当な理由」とは、災害等の不可抗力によるものに限る。指定事業者の責に帰すべき事由は含まない。
- 3 要綱第13条第1項第3号に該当する場合とは、次に掲げる場合をいう。
- (1) 操業開始から10年以内に要綱第3条第3項第1号の規定に違反したことが判明したとき。
  - (2) 操業開始から10年以内に要綱第3条第3項第2号に規定する指定要件を満たさないこととなったとき。
  - (3) 操業開始から10年以内に要綱第3条第3項第3号の規定に違反したことが判明したとき。
  - (4) 補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号）第19条に反する取扱いがあつたとき。
  - (5) 同一の投下固定資産を対象とするこの補助金以外の府補助金等を受領していたとき。
  - (6) その他、重大な要綱違反があつたとき。

#### 第16 補助事業の経理等

要綱第15条第1項の様式は、別記第14号様式に定めるものとする。

#### 第17 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年8月14日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。